

平成30年度

**長崎市芸術文化活動助成事業
募集のご案内**

【定例枠】

〔追加募集〕

対象事業の実施期間

平成30年4月1日（日）～平成31年3月31日（日）

応募締切

平成30年7月27日（金）※当日17時必着

＜様式等のダウンロード＞

文化振興課HP「ながさき文化のひろば」

【注意事項】

- ・ 対象事業は、審査により決定します。
- ・ 審査により決定（内定）した場合であっても、平成30年度予算の範囲内で交付の条件が変わる場合があります。

長崎市文化観光部文化振興課

1. 長崎市芸術文化活動助成制度の目的

この事業は、本市の芸術文化団体の自主的な芸術文化活動を支援するため、長崎市が事業費の一部を助成するものです。

2. 助成金の交付申請を行うことができる団体は

【定例枠】

長崎市内に所在する団体で、市内を主な拠点として舞台芸術又は美術の継続的な練習、創作、発表等の活動を行っている団体又は鑑賞事業を市民に提供している団体

3. 対象事業は

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに実施される次のような事業を対象とします。

【定例枠】

市内で行う音楽、演劇、舞踊、伝統芸能などの舞台芸術及び美術展示に関する事業のうち、次のような事業

○ 成果発表事業

芸術文化団体が自ら行う日頃の文化活動の成果を発表する事業

○ 芸術鑑賞事業

芸術家や実演団体を招いて鑑賞したり、優れた芸術作品を鑑賞したりする事業

○ 講演会・セミナー事業

文化活動のレベルアップのために、外部から講師や指導者を招聘する事業

※ 選定の際、優先度が低くなるもの

定期演奏会（公演）など恒例で開催される事業で、内容が例年と変わらないもの

4. 対象とならない事業は

- 営利を目的とするものと共同して行う事業
- 他の公共団体又は公共的団体から補助金等の交付を受けて行う事業
- 広く一般に公開されない事業
- 政治的又は宗教的な活動に関する事業
- 営利を目的とする商業的な事業
- 文化祭等の学校行事に類する事業
- 会合又は学会に類する事業

5. 対象となる経費は

助成対象経費は、会場使用料（減免がある場合は、減免後の額）、舞台等制作費、出演料、講師謝礼金、通信運搬費、宣伝費などです。なお、スタッフの食費や事業終了後のパーティー経費、練習や会議に係る経費などは対象外となります。

6. 助成金の金額は

助成対象経費の総額から収入（入場料、協賛金等）を差し引いた額の2分の1以内（千円未満切捨て）で30万円を限度とします。ただし、分野の異なる複数の団体が共同で行う事業については、50万円を限度とします。

<限度額を50万円とする場合の事業の例>

- 実施後も、団体間の交流を継続又は発展させる企図があるもので、そのことが本市の文化の向上に貢献すると期待できるもの。
- 複数の団体が企画することで創造性の高い事業が実施され、そのことが本市の文化の向上に貢献すると期待できるもの。

7. 助成申請の制限

助成金の交付を受けた団体又はその事業を共同で行った団体は、原則としてその事業を行った翌年度までこの補助金の交付を受けることができません。

8. 助成金の交付申請の方法は

助成金の交付を受けようとする団体は、次に指定する期間内に芸術文化活動助成金交付要望書に必要な書類を添えて提出し、審査を受けてください。

審査は長崎市芸術文化活動助成金審査会が行います。

(1) 提出書類

① 所定の様式のもの

「芸術文化活動助成金交付要望書」「事業企画書」「収支予算書」「団体概要書」「他の団体に関する団体概要書」（複数団体で開催する場合のみ）

② 任意の様式のもの

「団体の平成29年度の収支決算書」なければ平成28年度のもので可

(2) 提出締切

平成30年7月27日（金） ※当日17時必着

(3) 様式等のダウンロード（長崎市文化振興課のホームページに掲載）

文化振興課ホームページ「ながさき文化のひろば」から

審査の結果については、要望書を提出した団体に対して通知します。内定を受けた

団体は、当該事業を実施する時期の属する月の前月末までに補助金等交付申請書を提出してください。

9. 助成金の交付申請について

補助金等交付申請書を受取り、審査を行った後、申請団体に通知します。

10. 事業の実績報告について

助成金の交付決定を受けた団体は、事業完了の日から 30 日以内に補助事業等実績報告書に必要な書類を添えて提出してください。

11. 助成金の確定・交付について

助成金は、補助事業等実績報告書に基づき確定した額を交付します。

12. 助成金の交付取り消しについて

助成事業者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消します。

- 助成金を助成事業の実施以外に使用したとき
- 事業の実施にあたって不正な行為があると認められたとき
- 事業の実施にあたって市長が指示した事項に従わないとき

13. 助成の表示について

助成の対象事業の印刷物等には「長崎市芸術文化活動助成事業」の名称を表示してください。

14. 招待券の提供について

助成の対象事業の検証を行うため、長崎市の職員等が入場させていただく場合がありますので、招待券のご提供についてあらかじめご了承ください。

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

長崎市文化観光部文化振興課

〒852-8104

長崎市茂里町2-38 長崎ブリックホール4階

TEL 095-842-3782

FAX 095-842-3784